

表 7-5 感染症法の概要（疾患の分類）

分類 (法で定める分類)	疾患名	医師の届出			主な対人措置			
		患者	疑似症	保菌者	入院	感染症指定医療機関	医療費	健診
新感染症	政令で指定（未知の危険性の高い感染症）					特定	全額公費	
1類感染症	ベスト エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 マールブルグ病 ラッサ熱 南米出血熱 痘そう					第1種	医療保険 残額（自己負担）については、強制入院・勧告入院のみ公費負担適用	
2類感染症	急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 結核 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る） 特定鳥インフルエンザ（病原体の血清亜型がH5N1およびH7N9であるものをいう）		一部			第2種		
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ							
3類感染症	腸管出血性大腸菌感染症 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス					一般医療機関	医療保険	なし
4類感染症	43疾患（p.192表7-4）							
5類感染症	48疾患（p.192表7-4）	（氏名を除く）		一部（氏名を除く）				
指定感染症	政令で指定（既知の感染症で、1～3類の感染症に準じた対応が必要なもの）						医療保険	未定